

今、ライオンが檻を壊そうとしています！



○ 憲法は国家権力を縛るもの



× 憲法は国民を縛るもの

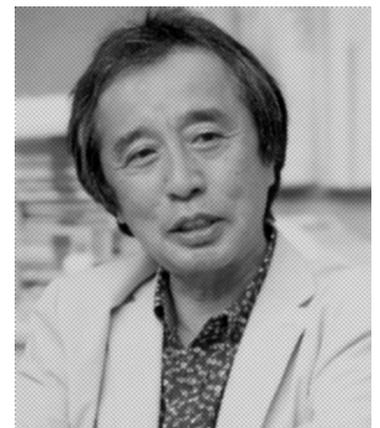
イラストは、かもがわ出版「檻を壊すライオン」の表紙より

5・3 憲法集会 in 京都での金平茂紀さん講演より 【特派員取材】戦火のウクライナ
戦争はあらゆる人の命と暮らし、国土を破壊しつくす

【戦場のリアルな実態

—21 世紀 科学技術の戦争は何をもたらすか—

ウクライナとロシアの現地に入ってみて、最新鋭の科学技術を使った、無人の非人道的な兵器が、一般の住民をもまき込んで、数十万・数百万の人間に何をもたらすのか、想像をこえる悲惨を目の当たりにした。一瞬にして、あらゆる人々の生命と日常の暮らしが奪われ、国土が焼き尽くされ、難民として放りだされてしまう。



TBS 金平茂紀キャスター

【20 世紀 二つの世界大戦からの教訓

—日本国憲法九条—

戦争だけは、何としても防がなければならない。大変な犠牲を払ってやっと手にした教訓と誓いが、「憲法九条」であった筈である。しかし今、ウクライナ問題にかこつけて、戦争を煽るような無責任な言動がマスメディアで流されるようになってきている。典型は、安倍晋三元首相。人々の不安を煽り、「改憲のための世論づくり」、戦力と戦費の増大を進めようとしている。

27 回も将来を語り合ったという「プーチン」に侵略を止めよ、と進言するべきではないか？

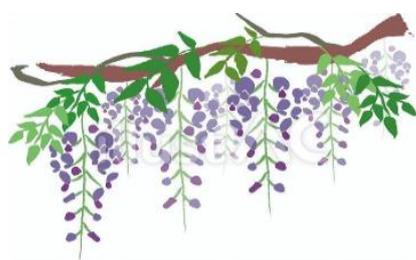
【 「敵基地攻撃能力」「核共有」 — 「殺されるより前に、殺す」論理 】

安倍元首相らは、憲法で制約を受けたこれまでの「自衛」の枠組みを超えて、外国の「敵基地攻撃能力」（自民党では「反撃力」と表現を変えたい、としているが中身は同じ）」をもつ、しかもその対象には相手国の「中枢」（日本の官邸や防衛省に当たる）も含まれる、という。さらに「核共有」（アメリカの所有する核兵器を、日本の自衛隊が共同で使用する）という構想まで提起されている。「攻撃される前に、攻撃する」論理であるが、無数に分散する基地を一挙に破壊し尽くすことは不可能であって、報復の相互の攻撃で大半の国民と国土の壊滅をまねくだけに終わる、というリアルな予測もなされている。核戦争となれば、広島・長崎の悲劇が地球規模となる。核戦争に勝者は無いのである。



【 どうしたらよいか — 戦争を身近なところから考えよう 】

戦争は、「人を殺すためにある＝殺されるより前に、殺す」論理が貫く。21世紀は、それと異なって「人間」の生命と暮らし、権利と尊厳が、何よりも大切にされなければならない。私達の生活の身近なところから戦争を感じとり、行動していこう。絶対に、戦争を起こしてはいけない。そのための外交努力や経済・文化協力が、どれほど尽くされたのか。戦争の論理の反復だけでは、長期の膠着は避けられず、国民の悲惨が蓄積していくばかりである。結局最後は、反戦・平和の世論の高まりと、世論を真摯に受け止める国の在り方が問われる。「殺すのも殺されるのもイヤ」と当たり前の声を上げていくことが大事になっている。



何よりも命を守り、大切にす行政へ

～コロナ6波の健康観察より～

篠坂町 松本 淳子

私は既に看護師を引退していますが、コロナ6波が大変な2月、3月の2カ月間、京都市より委託を受けコロナ感染者の健康観察業務をしました。

コロナ陽性と診断された方は、医療機関から保健所に発生届がだされます。これに基づいて保健所は感染者に連絡し、聞き取りや療養先を決め、厚労省が開発した電子カルテのハースに必要事項を登録します。この新規登録作業を保健所がしない限り健康観察はスタートできません。

感染者はスマホやPCで日々の体調を伝送します。私はハースを見ながら電話訪問し、状態が厳しい方は保健所に連絡します。また、発症後10日を迎える方で、条件がクリアー出来たら療養解除を伝えます。スマホやPCを操作できない方には毎日架電しました。

ピーク時には保健所の新規登録作業が全く追いつかず、同日に陽性判定を受けた家族は、お母さんは療養解除になったのに、子どもさんには保健所から1度も連絡がなくて療養解除ができないままでした。

一人暮らしの方は買い物にも行けません。支援物資を市に依頼しましたが、療養解除の10日目になっても物資は届きませんでした。

自宅療養中に病状が悪化し、受診したくても保健所の指導が無ければできません。(救急搬送は別) コロナ感染者を診てくれる医療機関は少なく、予約枠が決まっています。空きがなくて翌日まで待機された方も多数おられました。

施設でクラスターが発生しても入院できず、そのまま亡くられる方が沢山おられました。その結果、京都府の死者は第5波の6倍、3月20日前後の人口100万人あたりの新規死者数は全国ワースト1位になりました。

健康観察は一般の市職員も駆り出されます。建設局職員、まちねこ担当職員、自転車推進担当者など、様々な部署の事務職が、慣れない健康観察の対応をしていました。その後、保健師さんは全てのハーススをチェックしていきます。残業が100時間超えるのも無理のない話です。

どうしてこのような保健所になったのでしょうか？京都市では11か所あった保健所が1か所に減らされました。たった1か所の保健所で190万弱の京都市民の健康を管理できる訳がありません。保健所数を元に戻し、命を守り、大切に行政に転換して欲しいと切に望みます。

食材提供プロジェクトで見えた



学生の貧困と解決の展望

学生向け食材提供プロジェクトボランティア 竹川智顕

コロナ禍で困窮した学生向けに食材提供プロジェクトを各地で開催してきました。開催してみると毎回たくさんの学生が訪れ、実態の深刻さを実感しました。その場でおこなっている学生生活実態調査では「アルバイトがなくなった」「生活費をおさえるために一日一食にしている」などの実態が寄せられ、約半数の学生が「月の食費が2万円以下」と回答しました。

もともと年間100万円を超える高学費の下で、授業料は奨学金や仕送りで何とか支払い、自分の生活費は自分で稼がないといけないという学生が多くなっているもとの、アルバイトの減少は生活困窮に直結します。しかも、奨学金は卒業時には数百万円の借金となり、例えば毎月12万の奨学金の給付を受けると、学部卒業時の借金総額は576万となります。その返済は、毎月32,297万円の返済を20年間返していく必要があり、返済総額は775万円にもなりその後の生活に重くのしかかります。コロナ禍のもとで学生を直接支援する制度は非常に少なく、食材提供で集めた声を行政に届け改善を求めてきました。緊急給付金や休業支援金の対象拡大など前進はあったものの、学生への支援は現在でも少なく、さらなる充実が求められます

危険な自民党の改憲4項目

① 自衛隊の明記：1,2項を残しても、3項に自衛隊を明記することで、不戦を掲げる9条を死文化させる。

省庁名を憲法に入れている例はなく、軍事費増大の根拠となる。

② 緊急事態条項創設：政府が全権を握り、国会抜きに権力を行使できる。

ヒトラーは緊急事態条項を使ってドイツを狂気の独裁国家にした。

③ 合区解消：法律で解消できる問題

④ 教育の充実：現行憲法にのっとれば、遥かに充実した教育はできます。

軍拡を軍拡で競っても平和は訪れない。

「戦争準備の道か平和の道か」を巡る岐路に立つ参議院選挙

ロシアによるウクライナ侵略から約2カ月、日々ウクライナから配信される映像を見ていると、国際世論と国連憲章などのルールでロシア・プーチン政権による侵略をとめ、戦争犯罪者を裁きかけ、平和の秩序の回復を願うばかりです。

その時に、この惨事を千載一遇の好機とばかり、「9条で国は守れるのか」との憲法の攻撃や、「核共有」・非核三原則見直し、敵基地攻撃能力保有などの憲法破壊と大軍拡の動きが、自民党や日本維新の会などから繰り返されています。

「戦争か平和か」が問われ、日本の進路を決するともいうべき参議院選挙は2か月後に迫っています。この選挙で、改憲ストップ勢力の議席を改憲発議を許さない1/3以上獲得しなければなりません。



すべての戦争に反対し、憲法を生かし、

平和と民主主義、人権、環境、暮らし・医療・公衆衛生向上を

「憲法改正」をやり遂げると表明した岸田首相。自民、公明のみならず維新、国民民主も「憲法改正」に前のめりです。コロナ禍でも大軍拡の強行、病院や保健所の統廃合推進、医療費負担増、奨学金のローン化、安保法制のもとで日米軍事同盟強化、選択的夫婦別姓は認めない、ジェンダー平等に後ろ向き。憲法とは真逆の今の政治。憲法を生かした政治を実現することが必要です。私たちは国会が改憲の発議をすることを許さず、すべての戦争に反対し、憲法を生かし、平和と民主主義、人権、環境、暮らし・医療・公衆衛生向上などを実現する政治を求めます。



改憲でなく、憲法上の義務を国は果たすべき。

憲法を生かす政治への転換で、いのち・暮らし・平和を守れる。

- ・戦争で、誰も殺さない、誰にも殺されない(9条) → **戦争の放棄**
- ・基本的人権が保障される(11条) → **基本的人権**
- ・若者も高齢者も障害者も性的マイリティの人も社会で尊重される(13条) → **個人の尊重と公共の福祉**
- ・法の下での平等、ジェンダー平等あたりまえ(14条・24条) → **平等原則**
- ・誰もが安心して暮らし老後を迎えられる。最低賃金1500円実現。 → **医療介護の充実(25条)**
- ・気候危機対策地球環境を守る(13条・25条) → **生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務**
- ・選択制夫婦別姓は当然(13条・24条) → **家族関係における個人の尊厳と両性の平等**
- ・お金の心配なく教育が受けられる(26条) → **教育を受ける権利と受けさせる国の義務**
- ・働く権利と労働条件の保障(27条) → **勤労の権利と国の義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止**

皆様からの本通信へのご意見、投稿をお待ちしております。

静市9条の会事務局 芦田文夫 TEL&FAX 741-3709 伊藤啓子 TEL&FAX 741-2921